

8 砂防関係事業の管理

(1) 土砂災害危険箇所等

危険箇所は、土砂災害危険箇所と雪崩危険箇所とに区分され、土砂災害危険箇所には、土石流危険渓流、

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所があり、その概要は下記のとおりである。

危険箇所	定義
土石流危険渓流	土石流発生の危険があり、人家5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅等のある場合を含む）に被害が及ぶ恐れのある渓流
地すべり危険箇所	現に地すべり徴候が見受けられる所、過去に地すべりが発生した所、地すべり地形を呈している所など地すべりが発生することにより、下流河川、主要道路、公共的建物、人家等に被害が及ぶ恐れのある箇所（地すべり法の指定基準を満足する箇所）
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30以上、斜面の高さ5.0m以上の急傾斜で（人工斜面含む）、その崩壊によって想定される被害区域内に人家5戸、または人家5戸未満でも官公署、学校、病院等の公共建物が存する箇所
雪崩危険箇所	豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づく豪雪地帯に指定されている市町村の中で、雪崩危険区域の平均勾配が18以上、その標高差が10m以上の場合で、人家5戸（公共的建物を含む）以上、または、公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある箇所

土石流



地すべり



急傾斜地の崩壊



市町村別土砂災害危険箇所数

事務所名	市町村	土石流				地すべり 危険箇所数	急傾斜地			
		危険箇所数					危険箇所数			
		I	II	III	計	I	II	III	計	
佐久	佐久市	145	68	114	317	10	131	64	93	288
	南佐久郡佐久穂町	56	21	6	83	14	38	9	36	83
	南佐久郡小海町	37	8	16	61	6	41	22	43	106
	南佐久郡川上村	16	1		17	5	27	3	3	33
	南佐久郡南牧村	11	1		12	3	25	1	0	26
	南佐久郡南相木村	17	2	7	26	2	14	1	7	22
	南佐久郡北相木村	11	1		12	8	10	3	0	13
	小諸市	22	3	3	28	3	49	46	25	120
	北佐久郡軽井沢町	48	10	28	86		57	25	26	108
	北佐久郡御代田町	12	3	2	17		19	18	23	60
北佐久郡立科町	16	6		22		11	23	19	53	
上田	上田市	281	33	51	365	45	145	196	90	431
	東御市	27	0	0	27	11	16	31	18	65
	小県郡青木村	41	12	8	61	12	13	21	0	34
	小県郡長和町	64	16	13	93	7	15	36	22	73

諏訪	岡谷市	60	6	2	68	6	45	18	3	66
	諏訪市	56	8	10	74	11	33	15	14	62
	茅野市	101	5	12	118	6	117	46	16	179
	諏訪郡下諏訪町	30	9	6	45	4	34	12	6	52
	諏訪郡富士見町	32	5	9	46		37	37	7	81
	諏訪郡原村	2	0	0	2		0	0	0	0
伊那	伊那市	167	24	31	222	15	126	118	20	264
	駒ヶ根市	136	60	10	206	6	21	60	15	96
	伊那市	145	40	33	218	12	42	30	5	77
	上伊那郡辰野町	78	27	25	130	2	45	40	33	118
	上伊那郡箕輪町	35	11	9	55	6	13	9	1	23
	上伊那郡飯島町	17	6	4	27		12	16	2	30
	上伊那郡南箕輪村	2	0	0	2	3	21	9	1	31
	上伊那郡中川村	29	38	8	75	5	19	31	6	56
	上伊那郡宮田村	18	2	0	20	1	5	13	3	21
飯田	飯田市	135	40	14	189	43	194	324	33	551
	下伊那松川町	21	1	0	22	3	28	97	5	130
	下伊那高森町	22	5	3	30	23	20	35	7	62
	下伊那阿南町	38	10	0	48	8	29	102	14	145
	下伊那清内路村	14	6	2	22	8	8	35	13	56
	下伊那阿智村	55	20	5	80	29	28	71	3	102
	下伊那平谷村	10	3	3	16		3	6	5	14
	下伊那根羽村	24	20	23	67		11	58	8	77
	下伊那下條村	13	7	0	20	9	13	31	3	47
	下伊那売木村	16	5	0	21		5	12	0	17
	下伊那天龍村	18	16	0	34	20	39	65	0	104
	下伊那泰阜村	9	8	0	17	7	16	61	10	87
	下伊那喬木村	23	13	15	51	4	23	150	5	178
	下伊那豊丘村	16	5	18	39	3	24	144	11	179
	下伊那大鹿村	10	26	0	36	18	30	73	30	133
木曾	木曾郡上松町	53	18	13	84	3	57	36	26	119
	木曾郡南木曾町	63	50	22	135		37	67	23	127
	木曾郡木祖村	38	5	0	43		20	39	18	77
	木曾郡王滝村	21	8	4	33	4	18	10	14	42
	木曾郡大桑村	48	22	5	75		15	39	11	65
	木曾郡木曾町	163	51	24	238	4	122	139	139	400
松本	松本市	151	22	8	181	28	133	128	188	449
	塩尻市	84	9	41	134	6	56	78	124	258
	東筑摩郡山形村	9	0	2	11		1	7	4	12
	東筑摩郡朝日村	20	1	5	26		12	10	19	41
安曇野	安曇野市	51	7	5	63	4	32	40	40	112
大町	大町市	86	12	25	123	10	40	42	59	141
	北安曇郡松川村	19	0	0	19		1	4	5	10
千曲	千曲市	65	6	13	84	5	39	26	23	88
	埴科郡坂城町	26	12	2	40		10	11	4	25
須坂	須坂市	32	6	5	43		10	18	13	41
	上高井郡小布施町	4	0	2	6		0	0	3	3
	上高井郡高山村	18	1	0	19	6	19	13	7	39
中野	中野市	72	11	2	85	29	23	19	48	90
	下高井郡山ノ内町	54	4	4	62	25	27	20	22	69

長野	長野市	170	17	11	198	114	248	158	55	461
	上水内郡信濃町	41	3	0	44	8	9	17	11	37
	上水内郡飯綱町	30	6	11	47	16	22	14	15	51
北信	飯山市	93	31	15	139	38	36	18	31	85
	下高井郡木島平村	29	5	0	34	12	9	5	20	34
	下高井郡野沢温泉村	25	0	5	30	4	14	3	23	40
	下水内郡栄村	33	10	4	47	52	25	22	20	67
犀川	安曇野市	28	14	6	48	20	27	30	11	68
	松本市	56	34	20	110	14	15	37	41	93
	東筑摩郡麻績村	25	1	0	26	6	10	23	8	41
	東筑摩郡生坂村	22	8	0	30	28	23	15	6	44
	東筑摩郡筑北村	38	25	0	63	34	21	40	39	100
	北安曇郡池田町	31	0	0	31	18	16	23	12	51
	大町市	5	7	0	12	31	7	15	0	22
姫川	北安曇郡白馬村	42	13	13	68	30	66	32	28	126
	北安曇郡小谷村	41	11	0	52	62	89	43	0	132
土尻川	長野市	78	32	16	126	179	184	233	58	475
	大町市	17	8	12	37	19	19	28	24	71
	上水内郡小川村	10	12	7	29	54	33	65	11	109
合計		4,027	1,093	792	5,912	1,241	3,197	3,784	1,887	8,868

(2) 指定地の概要

① 砂防指定地の概要

1) 砂防指定地と指定方法

砂防法（明治30年法律第29号）は、第2条で、砂防設備を設置する区域または治水上砂防上有害な行為を制限すべき区域を砂防指定地として指定するよう規定している。国土交通大臣が官報に告示することによって砂防指定地を定めている。

砂防法第5条の規定により、砂防指定地の管理（砂防指定地管理規則昭和36年3月16日長野県規則第4号）を知事に委任している。

砂防指定地の指定方法は、下記の方法によって行われている。

- i) 字または地番を指定する面指定
- ii) 河川の中心部からの距離を示し指定する線指定
- iii) 地番内の標柱により囲まれた区域を指定する標柱指定

これらの方法は、歴史的にみると山腹工を実施した明治から昭和の初めにかけて、面指定が行われ、流出土砂を貯砂する堰堤や流路を固定し河床整備を行う溪間工事が実施される昭和8年頃からは、線指定がみられるようになり、昭和32年以降はほとんど線指定が行われ、昭和40年頃から標柱指定の方法が採用されている。

2) 指定状況

明治30年の砂防法制定に伴い、長野県においては、明治31年8月8日内務省告示第74号において、上水内郡浅川村（現在の長野市浅川）の浅川流域部の250haと東筑摩郡片丘村（現在の松本市内田）及び東筑摩郡中山村（現在の松本市中山）の牛伏川流域部の545.91haが最初に指定された。令和2年8月末日現在では、2,923箇所、面積57,398.12ha、県土の約4.2%に相当する区域が砂防指定地に指定されている。

② 地すべり防止区域の概要

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）は、第3条で、地すべり防止工事を施行する区域及び有害行為を排除すべき区域を地すべり防止区域として指定するよう規定しており、国土交通大臣または、農林水産大臣がその指定する区域について官報に告示することによって、地すべり防止区域を定めている。

また、地すべり法第7条及び地すべり等防止法施行規則（昭和34年3月20日規則第16号）により知事が区域の管理を行っている。その指定方法は地番内の標柱により囲まれた区域を指定する標柱方法によって行われている。

長野県は、地質条件や地形条件等から地すべり発生の箇所が多く地すべり危険箇所は、1,946箇所（土木

部所管…1,241箇所、林務部所管…385箇所、農政部所管…320箇所）があり、現在637箇所（土木部所管…318箇所、林務部所管…182箇所、農林政部所管…137箇所）が地すべり防止区域に指定され所管ごとに対策工事が実施され、それぞれ管理されている。土木部における指定状況は、昭和33年の地すべり等防止法制定に伴い昭和34年4月17日建設省告示第1014号で北安曇郡池田町陸郷6.1ha、他21箇所が最初に指定され以降、順次指定地が増加して、令和2年8月末日現在では、318箇所、面積9,647.18haが地すべり防止区域に指定されている。

③急傾斜地崩壊危険区域の概要

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）は、豪雨のたびごとに発生する急傾斜地の崩壊による悲惨な災害から国民の生命財産を守るために制定されたもので、単に崩壊防止工事を施工するのみでなく有害行為の規制、住宅等の移転に

対する融資や建築制限災害時の警戒避難体制の整備等総合的な対応を実施する。このため、法律第3条に基づき知事は関係市町村長の意見を聞いて、急傾斜地崩壊危険区域を定め国土交通省令で定めるところにより公示するとともに、その旨を関係市町村に通知する。

また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則（昭和44年10月23日規則第57号）に基づいて知事が管理を行っている。長野県における急傾斜地の崩壊による災害の発生のおそれのある箇所（傾斜度30°以上、利の高さ5m以上の急傾斜でその崩壊によって想定される被害区域内に人家5戸、または5戸未満でも官公署・学校・病院等の公共建物がある箇所）は、8,868箇所あり、44年10月30日告示第595号で下伊那郡南信濃村大字和田字横道0.3ha（保全家屋5戸）他6箇所が最初に指定され、以降順次指定地が増加して、令和2年8月末日現在785箇所、面積1,118.75haの区域が指定されている。

事務所別指定地箇所・区域数

事務所名	砂防指定地箇所数	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
佐久	141	4	120
上田	165	6	60
諏訪	158	0	40
伊那	316	3	81
飯田	321	18	178
木曾	190	4	59
松本	131	1	25
安曇野	35	3	6
大町	35	0	5
千曲	55	1	21
須坂	44	1	8
長野	151	29	52
北信	93	21	32
犀川	324	69	25
姫川	332	46	17
土尻川	426	113	56
合計	2,913	319	785

(3) 指定地の管理

①砂防指定地の管理

砂防指定地の管理については、砂防法第4条他により県知事が行うことになっている。具体的には、まず、砂防指定地に指定されると同時に砂防指定地台帳を作成し、現地に標識・標柱を設置する。次に、指定地内で砂防指定地管理条例第3条に掲げる行為を行おうとする者に対する許可事務を行い、さらに標識・標柱の設置状況や指定地内の違反行為などを把握するた

めの巡視を実施することになる。

②地すべり防止区域の管理

地すべり防止区域の管理は、法第7条により県知事が行うことになっている。具体的には、地すべり防止区域台帳の整備、標識・標柱による現地表示、防止区域内の行為許可、違反行為の把握などを目的とした巡視などが挙げられる。

行為許可の申請については、地すべり等防止法施行
催促第3条に規定されているが、申請書の記載方法等
については、砂防指定地内行為に準じて処理すること
とする。

③急傾斜地崩壊危険区域の管理

急傾斜地崩壊危険区域の管理については、砂防指定
地及び地すべり防止区域と同様に、急傾斜地崩壊危険
区域台帳の整備、標識・標柱による現地表示、指定地
内の行為許可、違反行為などの把握を目的とした巡視
などが挙げられる。